# 雫石町監査委員告示第 7 号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和5年9月6日

 雫石町監査委員
 小 田 純 治

 同 階 研 太

# 令和5年度定期監査(令和4年度期末監査)報告書

### 第1 監査の概要

1 監査の対象

地方自治法第199条第4項の規定により、令和4年度中の事務事業全般及び決算

2 監査実施日

【公営企業会計】 事前監査 令和5年6月15日~6月22日(3日間)

本監查 令和5年6月26日(1日間)

【一般会計及び特別会計】 事前監査 令和5年6月28日~7月12日(7日間)

本監査 令和5年7月14日~7月31日(6日間)

3 監查場所 役場庁舎3階 図書監査室

### 4 監査の着眼点

主な着眼点は次のとおりとし監査を行った。

- 予算編成及び執行、事務事業等が法令や条例等に従って適正に行われているか。
- ・予算及び業務等の執行が適正かつ効率的に行われたかどうか。
- ・経営状況及び財務状況は良好であるか。
- ・経費の支出は効率性、経済性を有していたか。
- ・支出事務は、違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- ・契約事務は、適正かつ公正に行われているか。
- ・公有財産や物品等の管理が適正かつ効率に行われているか。

#### 5 監査手続き

雫石町監査実施要領第15条に規定する監査技術を選択適用して実施した。

#### 6 監査の手順

- (1)事前監査 提出された「令和5年定期監査説明資料」を監査委員が事前に書類監査を行い、必要に応じて担当者からの聞き取り資料の追加提出を求めた。
- (2) 本監査 事前監査で抽出した確認事項等について、担当課長及び課長補佐、係長 等の出席を求め対面による監査を実施した。

# 第2 監査の結果

監査の結果、各会計における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の状況等は、関係法令及び条例・規則等に基づきおおむね適正に行われているものと認めた。しかしながら、一部の事務処理について、改善、検討の必要があると思われる事項が見受けられたので、関係法令等を再確認し今後適切に措置されたい。

# ◆共通事項

部品の交換、機械器具の修理において、町が定める雫石町営建設工事請負契約書及び特記 仕様書により請負契約を締結している案件が散見された。

上記契約書は、建設業法第3条第1項の建設業の許可を受けて建設業を営む者と、同法第2条第1項で規定する建設工事の請負に関し、同法で規定する事項に基づいて作成されているものである。部品の交換、機械器具の修理は、同法で規定する建設工事には該当しないことから、それぞれの案件に適した契約書を作成されたい。

# ◆個別事項

## 子ども子育て支援室

## 【注意事項】

・地域子育て支援センター事業委託契約書及び物品売買契約書に雫石町契約規則第22条第 2項に規定する紛争解決方法の条項がないため改善されたい。

## 観光商工課

### 【注意事項】

・アウトドア観光推進事業委託の仕様書において、複数の成果物の納品期限を個別明示していたが、納品書を確認すると、納品期限を超過しているものがあった。実際には、仕様書で示した期限内に納品されていたとのことであるが、当該納品書と一致していない状況であるため、仕様書に従い、個別に納品書を受領すべきである。

# 農林課

#### 【注意事項】

・管理備品(蒸し器)購入の際、仕様書に従前から使用している製品メーカー名及び現在使用中の規格と同じ型式のみ記載されていた。参考として製品メーカーを記載する際には競争性が確保されるよう、同等以上の物品の取扱いが可能となる旨を仕様書に明記するべきである。

#### 学校教育課

## 【注意事項】

・校舎内清掃業務委託について、契約規則第19条ただし書きの規定を適用し1者随契としているが、1者随契にするには相当の理由が必要である。清掃業務を行う企業は盛岡管内に複数あるため、競争性・有利性を担保するため、当該規則に従い2者以上から見積書を徴収すべきである。

#### 上下水道課

### 【指摘事項】

(1) 水道未普及地域生活用水確保事業補助金交付事務について

- ・11月1日に受理した当該補助金申請書に対し、交付決定が速やかに行われていなかった (交付決定通知:12月26日付指令第816号)。雫石町水道未普及地域生活用水確保事業補 助金交付要綱(以下「要綱」という。)第5条第2項では「速やかに申請者に通知するも の」とされている。
- ・上記 12 月 26 日付指令第 816 号決定通知書内 2. 交付条件等(1)において、事業完了を 12 月 20 日と明記しており、交付決定通知よりも前の日付で事業完了を指示している。要 綱第 7 条では「補助金の交付対象事業は、補助金交付決定後に着手するものとする。」と しており、要綱を無視した運用である。
- ・所管課に上記2項目について確認したところ、安全な飲料水であることが担保されなければ補助金交付できないとの考えから、先に工事及び水質検査をさせ、安全な水であることを確認してから交付決定したため、このような時系列となったことを確認した。
- ・当該補助金の目的が「生活用水の確保」であるため、水質検査の結果をもって交付決定通知していたが、検査結果の「良」「不良」によって補助金を「交付する」「交付しない」とするのではなく、申請があれば要綱に則り速やかに交付決定をし、対象事業及び水質検査を実施させるべきである。仮に、水質検査の結果が「飲料水に適さない」場合であっても、生活用水の確保のため対象事業を実施した申請者には補助金を交付すべきと判断する。